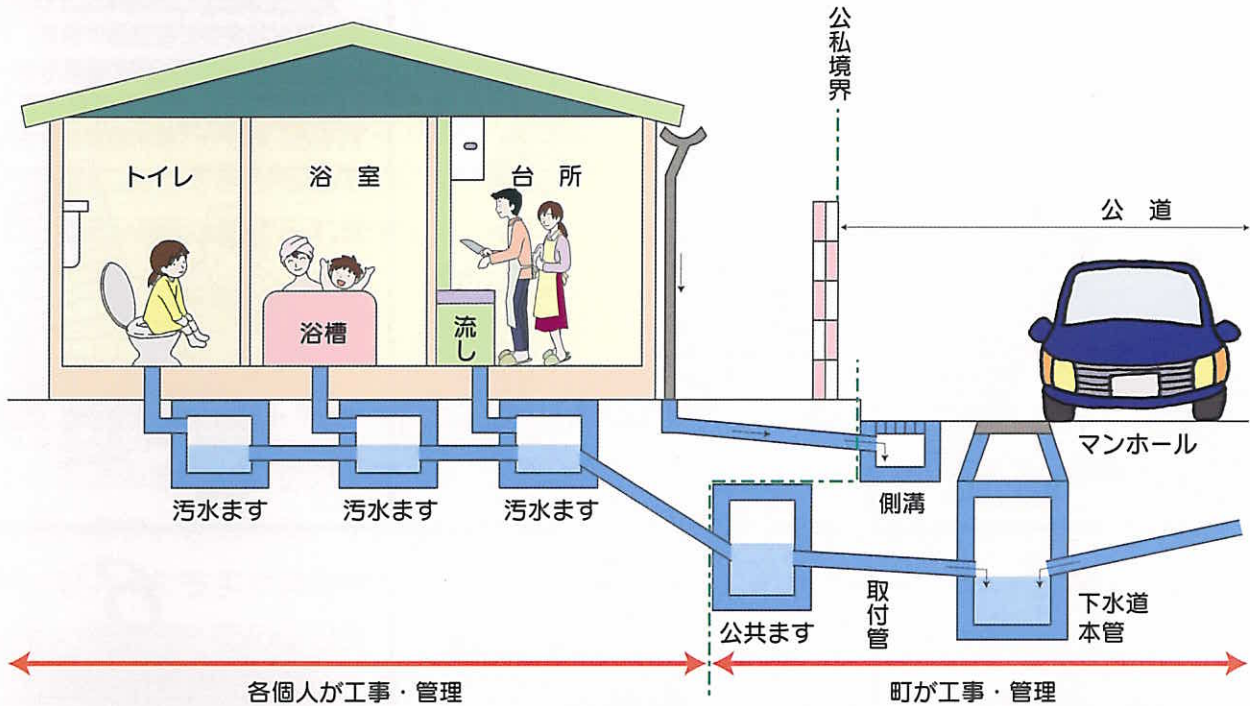


3

排水設備工事 (宅地内工事)

宅地内における、それぞれの設備（便所・風呂・台所など）を宅地内の汚水ますに集めて、公共ますに接続するものです。

◆下水道施設と排水設備 (分流式下水道)



水洗便所への改造義務

下水道が使用できる区域になりますと、3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造することが法律で義務づけられています。(下水道法第11条の3) また、区域内では家を新築したり増築したりする場合は、水洗便所でないと建築許可が受けられません。(建築基準法第31条)

排水設備工事 の申込から 完成まで

排水設備工事は必ず
『指定工事店』で

排水設備の工事をするときは、必ず『排水設備指定工事店』へ申し込んでください。指定工事店は、基準にあった排水設備を作るために必要な技術を持ち、安心して工事をまかせることができるように町が指定した業者です。

指定工事店以外の業者で工事をしますと、完成後の検査が受けられず、汚水を流すことができません。また、指定工事店は、町に提出する申請書など必要書類の作成や手続きをみなさんに代わって行います。

排水設備工事の手順

1

工事の依頼は 指定工事店へ

(排水設備工事の依頼)

「排水設備」の工事を行う場合、必ず町の「指定工事店」へ依頼してください。

指定工事店が現地調査、設計見積りをしますので、工事費用、施工方法、支払条件などについて打合せを行ってください。



申請者

指定工事店

2

工事の内容を よく検討

(設計・見積り・契約)

指定工事店との契約をする前に、工事見積額や工事内容などをよく検討し、あとでトラブルのないようにしてください。



3

計画確認の申請・ 確認の通知

(町へ申請書提出・申請書審査・確認書の交付)

指定工事店が、あなたに代わって、町に「排水設備等計画確認申請書」を提出、工事計画について、町の審査を受けます。

町で審査し、その計画が適正と認められると、町から「排水設備等計画確認書」が交付されます。



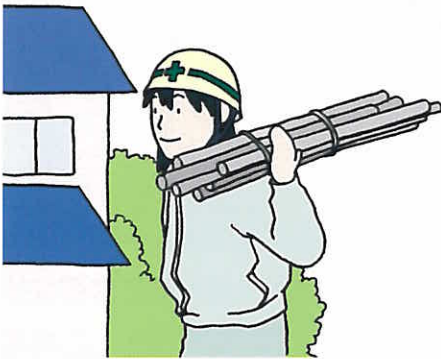
4

工事の 開始～完了

(公共汚水ますには、雨水は接続できません)

町から「排水設備等計画確認書」が交付されたら、工事の開始ができます。

汲み取り式の便槽や浄化槽は、撤去するか、消毒して埋めてください。



5

工事完了のあとは 検査を

(町による検査)

工事が完了したら、指定工事店は、町に「排水設備等工事完了届」及び「下水道使用者台帳」を提出し、町の検査を受けます。町の検査に合格しますと「検査済証」が交付されますので、玄関などの見やすい所に貼ってください。



6

使用開始の届出を

(指定工事店からの引渡しを受けたら)

依頼者(使用者)が「下水道使用開始等届」を提出すれば、公共下水道を使用できます。

書類は大切に保管しましょう



浄化槽は 廃止しましょう

単独浄化槽(し尿だけを処理)や合併浄化槽(し尿・台所・風呂から出る汚水を処理)を使用し、その汚水を水路・道路側溝などに放流している場合も、浄化槽を廃止し、『排水設備』を設置し、直接公共下水道に流していただくかなければなりません。